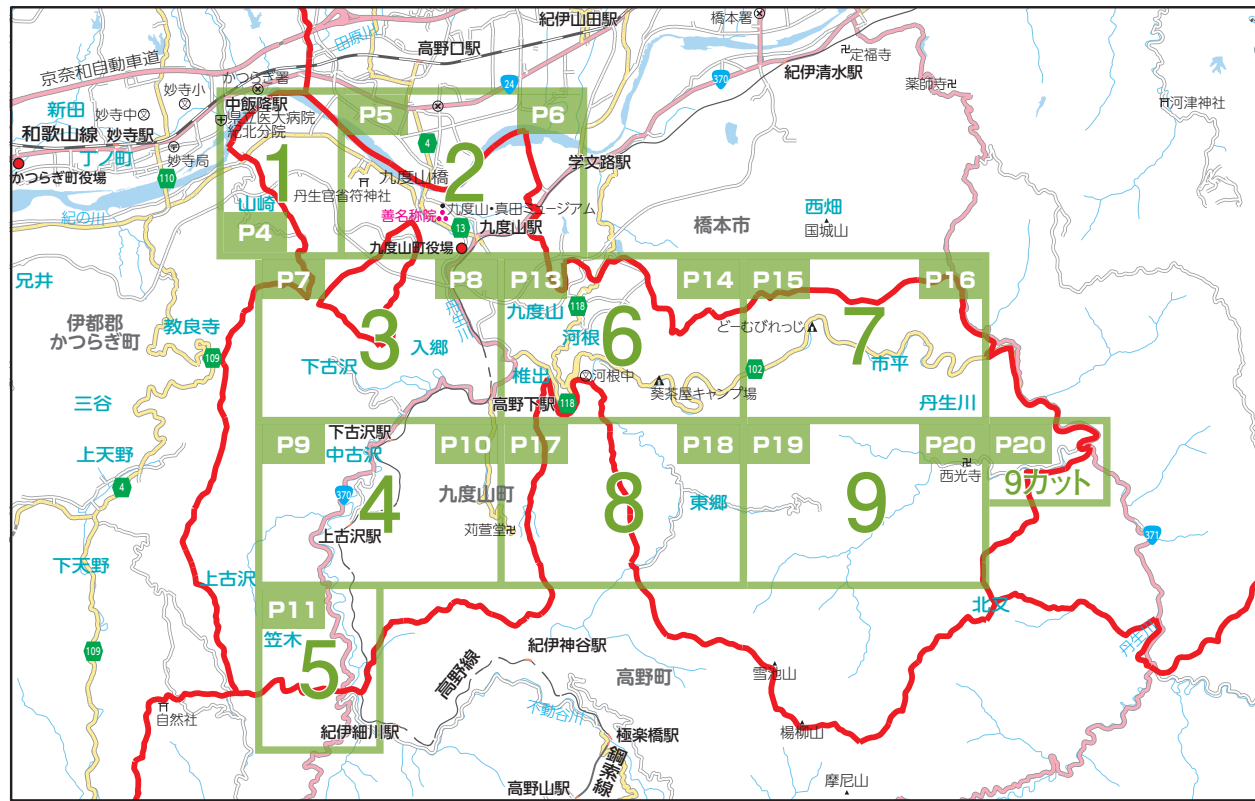


索引図・九度山町防災マップ用語説明	1	土砂災害について	32
指定避難所等一覧	2	警戒レベルを用いた避難情報	33
防災マップの見方	3	非常持出品・備蓄品	34
防災マップ 地域1～地域5	4～11	自主防災組織について	35
避難所の備蓄品について	12	正しい情報を得る！	36～37
防災マップ 地域6～地域9	13～20	メール配信サービス	
紀の川水系 洪水浸水想定区域図	21～28	公式LINEアカウント	38
地震に備えて	29～30	わが家の防災メモ	
風水害に備えて	31	防災行政無線の放送が聞こえにくい場合には	39



▶九度山町防災マップ用語説明

<土砂災害>

土砂災害防止法に基づき、都道府県は調査を実施し、土砂災害のおそれのある区域を以下の通り指定しています。

土砂災害 特別警戒区域 建築物に破損が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある地域

土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地崩壊)		土砂災害特別警戒区域 (土石流)	
土砂災害 警戒区域		土砂災害のおそれがある区域	
土砂災害警戒区域 (急傾斜地崩壊)		土砂災害警戒区域 (土石流)	
		土砂災害警戒区域 (地すべり)	

<浸水想定区域>

紀の川水系紀の川について、計画降雨（橋本地点上流域の2日間の総雨量484mmの想定）により、紀の川が氾濫した場合の浸水範囲と浸水の深さを示したものです。なお、想定を超える降雨、内水による氾濫等を考慮していないので、指定外の区域で浸水が発生する場合や、想定される水深と異なる場合があります。

指定避難所等一覧

番号	名称	所在地	初期開設 避難所	災害種別			避難場所 レベル
				洪水	土砂 災害	地震	
1	九度山小学校	九度山 1077	●	○		○	★
2	旧古澤小学校	中古沢 1	●	○		○	★
3	河根小学校	河根 118		○		○	★
4	くどやま森の童話館	北又 379	●	○	○	○	★★★★
5	丹生川小学校（休校）	丹生川 582		○			★
6	九度山中学校	九度山 619	●	○	○	○	★★★★
7	河根中学校	河根 77	●	○		○	★
8	九度山町民武道館	入郷 637-5			○	○	—
9	九度山文化スポーツセンター	入郷 637-6	●	○	○	○	—
10	九度山東集会所	九度山 619-1		○	○	○	★★★★
11	梅林集会所	九度山 749-1		○			★
12	旭集会所	九度山 1290		○	○	○	★★★★
13	九度山西集会所	九度山 1473-1		○	○	○	★★★★
14	九度山児童館	九度山 1671-1		○	○		★
15	入郷コミュニティ消防センター	入郷 23-1			○	○	—
16	慈尊院児童館	慈尊院 112-5		○	○		★
17	西島コミュニティ消防センター	慈尊院 329-7		○		○	★
18	椎出児童館	椎出 410-2		○			★
19	文化財伝承館「ふれあい」	椎出 202		○		○	★
20	下古沢コミュニティ消防センター	下古沢 243-2				○	★
21	中古沢集会所	中古沢 287-1					★
22	上古沢コミュニティ消防センター	上古沢 39				○	★
23	笠木児童会館	笠木 94		○		○	★
24	河根児童館	河根 120-1		○			★
25	河根峠集会所	河根 513-1		○	○	○	★★★★
26	硯水集会所	河根 541-2		○	○	○	★★★★
27	繁野集会所	河根 757-3		○		○	★
28	青淵へき地集会所	丹生川 922		○			★
29	北又児童会館	北又 628-3					★
30	久保集会所	北又 344		○		○	★
31	野平集会所	東郷 199-2		○		○	★
32	梨の木コミュニティセンター	河根 384-26		○		○	★
33	農林総合研修センター「さえもん」	丹生川 246-1				○	★
34	九度山町ふるさとセンター	九度山 1190-1	●	○	○	○	★★★★
35	九度山町中央公民館【福祉避難所】	九度山 1194	●	○	○	○	★★★★

※初期開設避難所は、原則、風水害時の初期に開設される避難所。状況に応じて、他の避難所も初期に開設される場合があります。

避難場所 レベル

このレベルは、和歌山県が定めた風水害時における避難先の安全基準に基づくもの。

- ★★★★：土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難場所
- ★★★：土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難場所
- ★★：土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難場所
- ★：大規模災害が想定される場合に事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難場所